

1 競争入札に付する事項

(1) 入札内容

熊本競輪場特別観覧席自動飲料供給（単価契約）

(2) 目的及び概要

熊本競輪場特別観覧席にカップ式自動販売機型自動飲料を設置し、利用者へのサービスを行う。

※ 詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺5丁目23番1号
（熊本競輪場 メインスタンド3階）

(4) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

2 担当部局

〒862-0950 熊本市中央区水前寺5丁目23番1号
熊本市 経済観光局 スポーツ・イベント部 競輪事務所
電話 096-383-5215（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を行い、入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する入札前審査方式によるものとする。

4 入札参加資格者

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

5 機器の設置条件等

(1) 必要経費の負担

機器の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の費用については設置事業者の負担とする。ただし、通常使用以外での機器の破損修理に係る経費は、熊本市と設置事業者とで協議する。

なお、光熱水費については、本市負担とする。

(2) 管理運営上の遵守事項

ア 品目は、別添仕様書記載のとおりとする。

イ 設置するカップ式自動販売機の機器は、コーヒー（ドリップ式・インスタント式）のほか、数種類の飲料を取り扱う水道直結方式（逆止弁付）の自動販売機型とする。

ウ 機器の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。なお、転倒防止板を設置する場合には薄型を使用すること。

エ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

オ 商品の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

カ 使用済み容器等の回収ボックスは、原則として機器設置場所1か所に1個以上の割合で移動できないよう固定したものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

キ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、熊本市の指示に従うこと。

ク 機器の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、機器本体に故障時の連絡先を明記すること。

ケ 機器を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

コ 熊本市が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。

サ 設置する機器は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。

シ デザイン、外観色デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

(3) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が満了する場合は契約期間中に、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、設置事業者は、熊本市に対

し、原状回復に要した費用、機器の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができないものとする。

6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）2月20日（金）から令和8年（2026年）3月3日（火）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、入札日までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 提出受付期間

令和8年（2026年）2月20日（金）から令和8年（2026年）3月3日（火）までの午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、休日は受付を行わない。

(3) 受付場所（郵送先）

熊本市 経済観光局 スポーツ・イベント部 競輪事務所（総務班）
〒862-0950 熊本市中央区水前寺5丁目23番1号
電話 096-383-5215

(4) 申込方法

申し込みは、(2)の受付期間内に (3)に直接持参して提出するものとする。郵送による提出も可とする。郵送による申し込みの場合、簡易書留等の配達記録が確認できる手段で、(2)の受付期間内に必ず到着するように郵送すること。不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。なお、ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(5) 入札参加資格者の決定並びに通知

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、競輪事務所にて資格要件を審査し、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 募集要領に対する質問

(1) 募集要領に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（別紙様式第4号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 受付期間

令和8年（2026年）2月20日（金）から令和8年（2026年）3月12日（木）まで受け付ける。ただし、持参の場合は、休日は受付を行わない。

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス : 096-381-0430

メールアドレス : keirin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）2月20日（金）までに順次開始し、令和8年（2026年）3月23日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

10 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札等

(1) 6(5)の通知により入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

令和8年（2026年）3月23日（月） 午前10時00分

イ 入札場所

熊本市中央区水前寺5丁目23番1号

熊本競輪場 メインスタンド3階来賓室2

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状

を提出すること。

- (2) 本契約は1杯あたりの単価契約である。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする（2回目以降の入札書の提出は、別途指示する。）。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1.3 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。
- (3) 契約の手続き
契約に関しては、2の担当部局から落札者に連絡し、必要な手続きの説明や契約書の作成を行うものとする。
- (4) 契約保証金
熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額に期間内の予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、

契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(5) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(6) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(7) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(8) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(9) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び熊本市財務規則（昭和39年規則第52号）の規定によるものとする。

(10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。